

愛媛県災害多言語支援センター 災害多言語支援ネットワーク設置要綱

（目的）

第1条 県内で災害が発生し外国人が被災した時（以下「災害発生時」という。）、外国人が情報弱者とならないよう、愛媛県災害多言語支援センター（以下「支援センター」という。）が円滑にかつ効果的な支援活動を行える体制を整備するため、県内国際交流関係団体やボランティア団体等が連携及び協働して、災害時の多言語支援等を行うネットワーク（以下「支援ネットワーク」という。）を形成することを目的とする。

（構成）

第2条 支援ネットワークは、愛媛県内に活動拠点を置き、第1条の目的に賛同し、第7条第1項に基づき登録された団体（以下「参画団体」という。）をもって構成する。

（活動内容）

第3条 支援ネットワークは、次の活動を行う。

- (1) 災害発生時に支援センターが行う翻訳、通訳活動等への協力
- (2) 県、市町等が行う外国人被災者支援におけるコミュニケーションに関する協力
- (3) 災害発生時の外国人被災者支援に関する情報共有

（愛媛県国際交流協会の役割）

第4条 公益財団法人愛媛県国際交流協会（以下「協会」という。）は、支援ネットワークの事務局を務め、団体等が支援ネットワークに参画するための手続きや参画団体等との連絡調整を行う。

（参画団体の役割）

第5条 参画団体は、支援センター等から活動の協力依頼があった場合は、当該参画団体内で検討、調整を行い、可能な範囲で協力する。

2 参画団体自身の被災も想定し、参画団体は活動の義務を負わないものとする。

（参画団体の申込）

第6条 参画団体としての登録を受けようとする団体は、災害多言語支援ネットワーク登録申込書（別記様式）を協会理事長に提出するものとする。

（参画の手続等）

第7条 協会理事長は、前条の申込が適当と判断した場合は、協会内の参画団体名簿に登録する。

2 協会は、各参画団体の意向を踏まえ、その登録内容を協会ホームページに掲載し、公開することができる。

(登録の変更)

第8条 参画団体は、前条第1項に基づく登録内容に変更が生じた場合は、変更内容を協会理事長に届出なければならない。

2 協会は、参画団体に対し年に1回、登録内容の確認を行い、登録内容に変更がある場合は、その内容を修正するものとする。

(登録の取消し)

第9条 協会理事長は、参画団体が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 参画団体から登録辞退の申出があったとき。
- (2) その他参画団体として適当でないと認められるとき。

(個人情報)

第10条 協会は、参画団体に係る個人情報を適正に管理し、この要綱に基づく活動以外の目的で使用してはならない。

2 参画団体は、活動を通じて知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に基づき、適正に管理し、みだりに他に漏らしてはならない。

3 前2項の規定は、本要綱に基づく参画団体の活動または登録が終了した後においても、同様に適用される。

(ボランティア活動に従事する場合の取扱い)

第11条 参画団体の構成員その他関係者が外国人被災者を支援するボランティア活動に従事するにあたっては、愛媛県災害多言語支援センター災害時外国人支援ボランティア登録制度設置要領（令和2年12月17日制定）（第5条及び第6条を除く。）の適用を受けるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、参画団体に係る個別の事項は、参画団体と協会の協議により決定する。

附 則

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

愛媛県災害多言語支援センター 災害多言語支援ネットワーク登録申込書

申込日
 年
 月
 日

(あて先) (公財) 愛媛県国際交流協会理事長

[illegible]

----- これ以下は、記入しないでください。 -----

登 録 日	年 月 日	備 考	
-------	-----------------	----------	--